

○ 無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件（昭和三十六年郵政省告示第百九十九号）の一部を改正する告示 新旧対照表

改正案	現行
<p>一〜四 (略)</p> <p>五 検定規則による型式検定に合格 (施行規則第十一条の五に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下同じ。) した次の各号に掲げる無線設備の機器及び法第四条第二号の適合表示無線設備を一の船舶に設置する船舶局又は無線航行移動局</p> <p>1〜3 (略)</p> <p>六〜七 (略)</p>	<p>一〜四 (略)</p> <p>五 検定規則による型式検定に合格した次の各号に掲げる無線設備の機器及び法第四条第二号の適合表示無線設備を一の船舶に設置する船舶局又は無線航行移動局</p> <p>1〜3 (略)</p> <p>六〜七 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。